解散公告

当社は、平成二十一年八月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月十三日

大阪市北区長柄東二丁目三番三〇―三〇九号

有限会社ピー・シー・クイーン

清算人　北川　惠子

解散公告

当社は、平成二十一年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月十三日

大阪府大阪市中央区南船場二―一一―二〇

株式会社日本ＣＸ

代表清算人　松野　良則

解散公告

当社は、平成二十一年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月十三日

島根県松江市白潟本町一〇番地

株式会社園山書店

代表清算人　園山　興造

解散公告

当社は、平成二十一年十月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月十三日

福岡県大野城市白木原四丁目七番三二号

福岡ノブ有限会社

清算人　中垣　文子

解散公告

当社は、平成二十一年九月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月十三日

熊本市田崎本町六番一八号

有限会社ファーム・ヒラカワ

代表清算人　平川　理

解散公告

当社は、平成二十一年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月十三日

熊本県八代市豊原下町三五二九番地一八

有限会社後野工業

代表清算人　後野　和行

解散公告

当社は、平成二十一年十一月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月十三日

大分県杵築市大字守江一一六五番地の二

住吉浜開発株式会社

代表清算人　釘宮　浩三

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十年三月二十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月十三日

東京都西東京市田無町三丁目三番地二〇六号

特定非営利活動法人ＰＦＰＣはたらきば

清算人　宮下　忠雄

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年十月二十日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月十三日

東京都足立区東伊興二丁目一八番一四号

特定非営利活動法人あだち学び支援会議

清算人　林　秀樹

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十一年八月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月十三日

長野市アークス一番三一号

財団法人平青教育文化財団

代表清算人　岩崎　純人

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十一年十月二十一日福山市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月十三日

広島県福山市坪生町五丁目一三二番

福山市坪生南土地区画整理組合

代表清算人　木村　岳史

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年十月二十三日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月十三日

岐阜市薮田南三丁目一番二一号

特定非営利活動法人魚道研究会

清算人　渡邉　勝弘

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十一年九月十七日熊本県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十一月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月十三日

熊本県天草市東浜町八番一号

本渡北土地区画整理組合

代表清算人　鶴田　隆春

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十一年九月二十五日青森県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さるよう、土地改良法第六十九条の二第一項及び第四項の規定により公告します。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月十三日

青森県東津軽郡外ヶ浜町字平舘根岸湯の沢三の八

平舘村土地改良区

清算人代表　田村　力

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年十月十七日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月十三日

東京都世田谷区船橋五ノ一七ノ一二ノ一〇五

特定非営利活動法人日豪人物及び文化交流協議会

代表清算人　佐藤　昭治

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十一年九月三十日愛知県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十一月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月十三日

愛知県犬山市字若宮八二番地

清算法人楽田土地改良区

清算人代表　岡部　博夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年九月十八日開催の通常社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十一年十一月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月十三日

大分県別府市駅前本町四番四号

特定非営利活動法人大分県不動産コンサルティング協会

清算人　若杉宇一郎